1月 児童館ガイド

★は(申込制)

【大謝名】児童センター TEL・FAX897-4117

5 土	正月あそび	14:00-15:00
10木	バスケット大会	16:00-17:00
21月	マンカラ大会	16:00-17:00
25金	映写会	16:00-17:00

【赤道】児童センター TEL・FAX892-3397

5 土	もちつき大会～初ウクシー～	10:00-12:00
12土	ムーチー作り	14:00-16:00
25金	シネマあかみち	16:00-17:00

【大山】児童センター TEL・FAX890-0015

7 月	お手玉教室	16:00-17:00
12土	保護者クラブ共催 餅つき大会	10:00-12:00
18金	軽スポーツ	16:00-17:00
21月	折り紙教室	15:30-17:00
25金	しぎん紙芝居教室	16:30-17:00

【新城】児童センター TEL・FAX892-8888

9 水	軽スポーツ	16:00-17:00
15火	おてだま大会	15:30-17:00
16水	映写会	15:30-17:00
23水	ムーチー作り	15:00-17:00
28月	★手作り教室	15:30-17:00

【我如古】児童センター TEL・FAX897-6767

5 土	正月あそび	10:30-12:00
11金	伝承あそび:折り紙	15:30-17:00
26土	我如古児童センターまつり	10:00-16:00

【長田】児童館 TEL・FAX892-3330

7 月～11金	正月遊び	16:00-17:00
16水	映写会	15:30-17:00

移動じどうかんじゅんけんぽん 1月

時間 14:00-17:30(我如古のみ 14:00-17:00)

野嵩1区	10木・24木	我如古	4金
野嵩3区	23水	真栄原	16水・30水
普天間1区	9水	嘉数	17木・31木
普天間3区	11金・25金	真志喜	28月
宜野湾	7月・21月	嘉数ハイツ	18金

問 赤道児童センター ☎892-3397

おむつ代の医療費控除の証明書発行について

介護保険の要介護認定を受けている方で、所得税や市県民税の申告でおむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方は、「おむつ使用証明書」に代えて、市が発行する「証明書」を使用することができます。

対象者 次の条件をすべて満たしている方

①おむつ代の税申告をするのが2年目以降の方

※1年目は医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

②主治医意見書が、おむつを使用した年に作成されていること

※現在受けている要介護認定の有効期間が13カ月以上であり、おむつを使用した年に主治医意見書が作成されていない場合は、おむつを使用した前年、またはその前々年に作成された主治医意見書を使用することができます。

③主治医意見書で、寝たきり状態(寝たきり度B1～C2)にあり、尿失禁の発生の可能性があることを確認できる方

申請方法 介護長寿課窓口にて申請書に必要事項を記入・捺印のうえ、介護保険被保険者証を添えて申請してください。

※申請者(窓口に来所する方)の印鑑・身分証明書が必要です。

証明書発行手数料 1件あたり300円

問 介護長寿課 内線 169・193

障害者控除対象者認定書の申請について

介護長寿課では、障害者手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者福祉保健手帳)を持っていない65歳以上の要介護・要支援認定者からの申請に対し、一定の要件に該当する方を障害者に準ずるものとして「障害者控除対象者認定書」を交付します。(市県民税等の申告の際、この認定書を提示することにより、障害者控除を受けられる場合があります。)

対象(総合事業対象者は該当しません)

税控除を必要とする年度の前年の12月31日時点(死亡されている方に関しては死亡日時点)に、要介護・要支援認定を受けている方で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っていない65歳以上の要介護等認定者。

※この認定書は市県民税・所得税の控除を受けるためのものであり、障害者手帳の代わりとなるものではありませんので、ご注意ください。

控除の区分 ①障害者控除(主治医意見書の内容において、障害高齢者自立度がAまたは認知症高齢者自立度がⅡ)。

②特別障害者控除(主治医意見書の内容において、障害高齢者自立度がB、Cまたは認知症高齢者自立度がⅢ、Ⅳ、M)。

申請方法 介護長寿課窓口に介護保険被保険者証と窓口に来られる方の印鑑を持参し、本人または家族の方で申請してください。(家族の方が申請する場合には、本人の同意書が必要となります。なお、申請は毎年度必要となります。)

問 介護長寿課 内線 169・193

宜野湾市健康づくり推進員養成講座参加者募集!

自分の健康や地域の健康づくりについて学び、宜野湾市オリジナル健康体操『美らがんじゅう』等を家族や友人、市民の方々へ広める「健康づくり推進員」を募集しています。宜野湾市民の健康づくりの輪を一緒に広げていきませんか。

講座期間 H31/2/1(金)～2/22(金) 毎週金曜日(全4回) 9:30～11:30

場所 保健相談センター(2/15のみ勤労青少年ホーム)

対象 20歳～65歳までの宜野湾市民で医師からの運動制限がなく、市が実施する『宜野湾市健康づくり推進員養成講座』を受講し(原則、講座全4回参加できる方)、その後健康づくり推進人として活動できる方。

講座内容 宜野湾市の健康づくり事業の紹介や保健、栄養や運動などについての健康講話・実技など。

募集期間 H31/1/8(火)～1/25(金)

問 保健相談センター ☎898-5583

あなたの抱えている生活の不安や心配ご相談ください 【相談無料・秘密厳守】

市内に居住している方で、生活や就職などに困っている方であれば、どなたでも相談できます(相談については、幅広くお伺いします)。ご家族やご友人など、周りの方からの相談も受け付けます。

※生活保護受給者は対象外。

■ **自立相談支援事業(一人ひとりに応じた支援プランを作ります)**

経済的な問題等で生活に不安がある方に対し、どのような支援が必要かを一緒に考え、ご本人の意向を踏まえた具体的な支援プランを作成し、自立に向けたサポートを行います。

■ **就労準備支援事業**

「社会との関わりが不安」など、すぐに就労することが困難な方に、基礎能力の形成を図るための支援を計画的に行います。

■ **住居確保給付金の支給**

離職により住居を失い又はそのおそれのある方に対し、安定した就職活動ができるように、期限付きで家賃相当額を支給します。

■ **就労訓練事業**

一般就労が困難な方に、就労に向けた準備の一環として短時間の軽作業の機会を提供するなどして自立に向けた支援を実施します。

■ **子どもの学習支援事業**

経済的理由などから学習環境を確保することが難しい子どもに対し学習環境の提供と意欲向上の支援(通塾)、保護者への助言などを行います。

■ **家計相談支援事業**

失業や債務問題などを抱え、家計に問題のある生活に困窮している方を対象に家計を再建するための支援を行います。

問 生活福祉課 内線 104・568～570

まず、困っていることを何でも話してください。あなたの不安や悩みを整理しましょう。

ご本人を取り巻く状況を確認しながら、一緒に自立への計画を立てましょう。

自立(目標)に向けて、一緒に取り組みます。

児童虐待防止講演会を開催しました

児童虐待防止推進月間(11月)の取組として『児童虐待防止講演会』を開催しました。講師に、琉球新報社 文化部 記者の新垣 梨沙 氏をお招きし、『子どもが子どもらしく育つために ～連載「彷徨う 少年少女のリアル」の取材で見えたこと～』をテーマに、講演して頂きました。子ども達だけでなく親支援の大切さや、行動の評価だけでなくその背景を知る努力が必要である事、子ども達の出来ている事や頑張りを見つけ褒める事等、出会った少女たちへのインタビューから見える、家族環境や親支援の大切さ、少女たちとの向き合い方について考える機会となりました。参加者からは『一市民として子ども達に関心を持っていきたい』『子ども達がゆっくり大人になっていく社会を大人の責任でつくっていきたい』『社会の中の一人として、居場所を増やしていきたい』等、多数の声を頂きました。

問 宜野湾市要保護児童対策地域協議会 じのーんキッズ安心ネット 児童家庭課(家庭児童相談室) 内線 285

平成31年度 宜野湾市子どもの学習支援事業説明会 参加塾の募集について

市では、生活保護世帯の中学1～3年生、生活困窮世帯の中学3年生を対象に、市が指定する塾への通塾費用を予算の範囲内で公費にて負担しており、平成31年度も引き続き実施する予定となっています。平成31年度の事業において、指定(委託)を希望する市内の学習塾を対象に下記のとおり説明会を開催します。

日時 H31/1/25(金) 13:30～

場所 市役所庁舎前 多目的会議室

対象 市内の学習塾

申込期間 H31/1/7(月)～1/18(金)必着

※市役所ホームページより申込書をダウンロードし、FAXまたは郵送

※予算の確保状況によっては事業を中止・変更する場合がございます。

申・問 生活福祉課 ☎893-4480

宜野湾市役所 ☎893-4411(代表) 問…問合せ 申…申し込み先